

## 消費税法改正に伴う「税理士とおる理論ナビ」の修正について

平成 23 年度消費税法改正により、理論ナビを下記のように改正する必要が生じました。下記リストを参照し、該当箇所を修正を行っていただいた上でご使用いただきますようお願い致します。

修正箇所	改正前	改正後
P.4 ① (2)		「⑤著作権等」の下に下記を挿入してください。  <b>⑥ 公共施設等運営権</b> <b>公共施設等の所在地</b>  ※これにより、⑥～⑫までの番号が⑦～⑬に繰り下がります。
P.18 ① P.20 ① P.21 ② P.23 ① P.23 ②	(※1) 課税事業者の選択の適用を受けている者を除く。	(※1) 課税事業者の選択の適用を受けている者 <b>及び特定期間における課税売上高が1,000万円を超える者</b> を除く。
P.30 ②	(4)新設合併があった場合の納税義務の免除の特例 固有事業者の新設合併があった場合の納税義務の特例判定における基準期間における課税売上高は、受託事業者の対応する期間の課税売上高を加算した金額とする。	(4)新設合併があった場合の納税義務の免除の特例 <b>等</b> 固有事業者の新設合併があった場合の納税義務の特例判定における基準期間における課税売上高、 <b>特定期間における課税売上高及び仕入れに係る消費税額を計算する場合の課税期間における課税売上高</b> は、受託事業者の対応する期間の課税売上高を加算した金額とする。
P.92 ①	法定申告期限から <u>1</u> 年以内に限り	法定申告期限から <u>5</u> 年以内に限り
P.92 ③(1)	これらに係る課税期間後の <u>課税期間</u> の	これらに係る課税期間後の <b>各課税期間で決定を受けた課税期間に係る</b>
P.93 ③(2)	これらに係る <u>課税期間</u> の	これらに係る <b>課税期間で決定を受けた課税期間に係る</b>

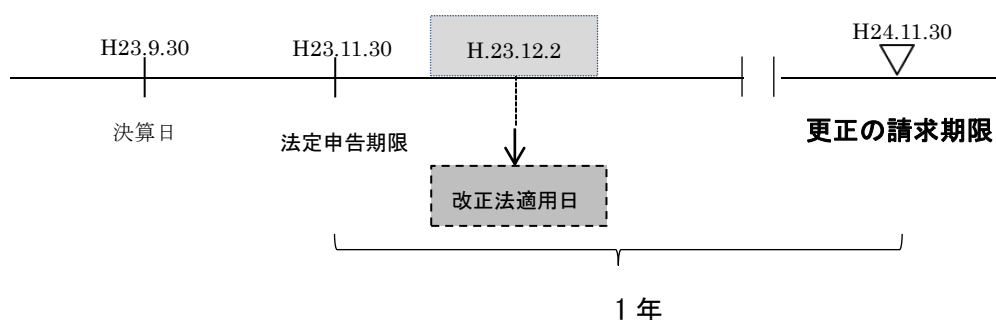
## 更正の請求改正に伴う消費税の適用関係について

平成 23 年 12 月施行の国税通則法第 23 条の改正に伴い、更正の請求期限が 1 年から 5 年に延長されました。

この改正は、平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。この改正に伴う適用関係は以下のとおりとなります。

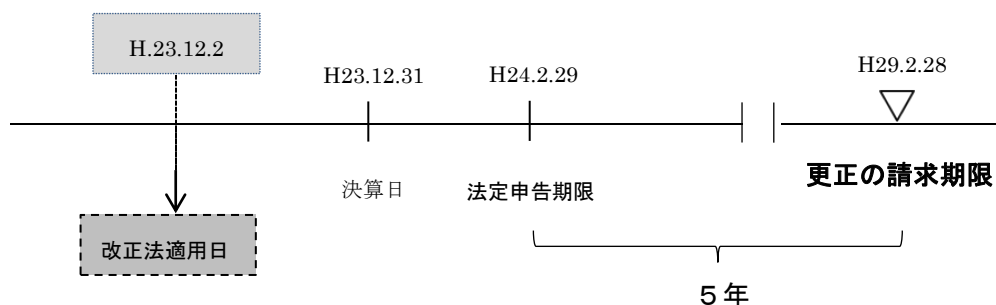
- (1) 平成 23 年 12 月 1 日以前に法定申告期限が到来する場合（請求期限：1 年）

【例】9 月決算法人の場合



- (2) 平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する場合（請求期限：5 年）

【例】12 月決算法人の場合



この改正に伴い、「とおるテキスト I」及び「とおるゼミ I」の下記該当箇所が 1 年から 5 年に修正されます。

とおるテキスト I	P.16-4 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span> 1.原則 2 行目
	P.16-5 国税通則法 第 23 条① 枠内 2 行目
	P.16-7 3.更正の請求期間まとめ 表中 ①国税通則法の原則
	Capter16 のまとめ 更正の請求のまとめ 表中 ①国税通則法の原則
とおるゼミ I	解答・解説編 P.16-2 問題 2 解答②、解説② (1.原則 2 行目)

※ この改正に伴う「とおる理論ナビ」の修正点に関しては、別紙「消費税法改正に伴う「税理士とおる理論ナビ」の修正について」をご覧ください。